

ハイライト:

・平成19年度税制改正について

2007年3月

たっくすニュースフラッシュ

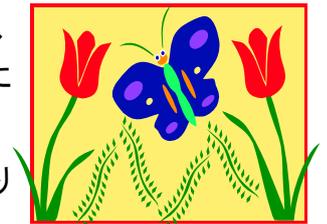
税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成19年度税制改正について	1

ご挨拶

まもなく待ちこがれていた春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。



第29号では、平成19年度税制改正について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

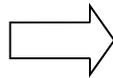
平成19年度税制改正 & 平成19年度に適用となる税制項目について

◆所得税等の税率構造の改正

・所得税

現在

課税所得	税率
330万円以下	10%
～990万円以下	20%
～1,800万円以下	30%
1,800万円超～	37%



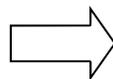
改正後 (H19年度～)

課税所得	税率
195万円以下	5%
～330万円以下	10%
～695万円以下	20%
～900万円以下	23%
～1,800万円以下	33%
1,800万円超～	40%

・住民税

課税所得にかかわらず一律に(都道府県民税+市町村民税)=10%とされます。6月の給与控除分から反映されます。

課税所得	都道府県民税率	市町村民税率
200万円以下	2%	3%
～700万円以下	2%	8%
700万円超～	3%	10%



改正後 (H19年度分～)

課税所得	都道府県民税率	市町村民税率
一律	4%	6%

<注> 今回の改正は国から地方への税源移譲が目的のため、所得税+住民税の合計では改正前と税額負担が変わらないように手当がなされていますが、所得金額によっては影響が出る可能性もあります。なお定率減税は完全廃止です(;;)。

◆住宅関連税制

・住宅借入金等特別控除の改正（^_^）

平成19年又は20年に居住の用に供した場合の控除額の特例が創設されました。現行制度との選択適用となります。これは所得税から住民税へ税源移譲される関係で、従来の制度のままでは控除額が減少してしまうことを救済するのが目的です。なお、平成18年以前に居住した人については、平成19年度分以後の特別控除額が少なくなる分は住民税で控除することが手当てされています。

<現行>

居住年	適用年数等	住宅借入金等の年末残高	控除期間	最高控除累計額
平成19年	1～6年目 1.0% 7～10年目 0.5%	2,500万円以下の部分	10年間	200万円
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上	160万円

<特例>

居住年	適用年数等	住宅借入金等の年末残高	控除期間	最高控除累計額
平成19年	1～10年目 0.6% 11～15年目 0.4%	2,500万円以下の部分	15年間	200万円
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上	160万円

<ケース>・課税所得金額180万円・住宅借入金残高2,500万円

①平成18年度の現行制度による控除額

所得税額 180万円×10%=18万円

住宅借入金等特別控除額 2,500万円×1%=25万円 > 18万円 従って18万円の控除

②平成19年度の現行制度及び特例制度による控除額

所得税額 180万円×5%=9万円

住宅借入金等特別控除額(現行) 2,500万円×1%=25万円 > 9万円 従って9万円の控除

住宅借入金等特別控除額(特例) 2,500万円×0.6%=15万円 > 9万円 従って9万円の控除

現行と特例では控除額に違いはありませんが、適用期間が現行10年→特例15年へと延長されることにより、所得税額控除の金額の減少が救済されることとなります。

◆その他

上記の他にも、中小企業における事業承継がスムーズに進むことを目的として創設された「取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例」や、バリアフリー改修促進税制の創設、電子申告に係る所得税額の控除制度の創設、証券税制の適用期限1年延長など各種改正が予定されています。

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

Fax 048-834-1594

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp